

オープンカウンター方式による見積依頼の公示の訂正

平成28年10月14日に公示したオープンカウンター方式による見積依頼の公示（件名：那覇第一地方合同庁舎消防設備修繕工事）について、下記のとおり訂正します。

平成28年10月27日

那覇第一地方合同庁舎管理者
支出負担行為担当官
那覇地方検察庁検事正 上 富 敏 伸

記

【誤】

2 参加資格

- (3) 次の各号のいずれかに該当する者であること。
ア 平成28・29・30年度の法務省競争参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供等」において、「A」～「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
イ 法務省の随意契約事業者の資格を有する者

【正】

2 参加資格

- (3) 次の各号のいずれかに該当する者であること。
ア 平成28・29・30年度の法務省競争参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供等」において、「A」～「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
イ 法務省の随意契約事業者の資格を有する者
ウ 本件工事の業種区分において、法務省の平成27・28年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

【誤】

4 仕様書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

平成28年10月14日（金）から同月26日（水）

午前 9 時から午後 5 時（閉庁日を除く。）

【正】

4 仕様書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

平成 28 年 10 月 14 日（金）から同年 11 月 1 日（火）

午前 9 時から午後 5 時（閉庁日を除く。）

【誤】

5 事前提出書類の提出方法、提出期限

(1) 事前提出書類

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

イ 誓約書（役員名簿添付）

ウ 定価ベースによる価格証明書

本件仕様書に基づき、部材費購入費用及び作業費用（設置作業費、その他）等を個別に計上すること（任意の見積書様式で可）。

(2) 提出方法 上記 3 へ持参又は郵送する。

(3) 提出期限 平成 28 年 10 月 27 日（木）午後 5 時まで

【正】

5 事前提出書類の提出方法、提出期限

(1) 事前提出書類

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し又は「資格決定通知書」の写し

イ 誓約書（役員名簿添付）

ウ 定価ベースによる価格証明書

本件仕様書に基づき、部材費購入費用及び作業費用（設置作業費、その他）等を個別に計上すること（任意の見積書様式で可）。

(2) 提出方法 上記 3 へ持参又は郵送する。

(3) 提出期限 平成 28 年 11 月 1 日（火）午後 5 時まで

オープンカウンター方式による見積依頼の公示【訂正版】

平成28年10月27日

那覇第一地方合同庁舎管理者
支出負担行為担当官
那覇地方検察庁検事正 上 富 敏 伸

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件 名 那覇第一地方合同庁舎消防設備修繕工事
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 工 期 契約締結の日から平成29年1月6日までの間

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - ア 平成28・29・30年度の法務省競争参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供等」において、「A」～「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - イ 法務省の随意契約事業者の資格を有する者
 - ウ 本件工事の業種区分において、法務省の平成27・28年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者にあっては、同手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 官庁（国のすべての機関）から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。
- (6) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営者に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団による不

当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒900-8578

那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎東棟1階

那覇地方検察庁会計課管理係（担当：國吉）

電話番号 098-835-9228 FAX 098-835-9231

4 仕様書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間 平成28年10月14日（金）から同年11月1日（火）
午前9時から午後5時（閉庁日を除く。）

(2) 交付場所 上記3に同じ

(3) 交付方法 上記場所における直接交付を原則とする。

5 事前提出書類の提出方法、提出期限

(1) 事前提出書類

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し又は「資格決定通知書」の写し

イ 誓約書（役員名簿添付）

ウ 定価ベースによる価格証明書

本件仕様書に基づき、部材費購入費用及び作業費用（設置作業費、その他）等を個別に計上すること（任意の見積書様式で可）。

(2) 提出方法 上記3へ持参又は郵送する。

(3) 提出期限 平成28年11月1日（火）午後5時まで

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所等

- (1) 提出方法 会社名等の記載された封筒に入れて、その封皮に「那覇第一地方合同庁舎消防設備修繕工事見積書在中」と記載し、下記期日までに持参又は簡易書留等の配達記録が残る方法により郵送する。
- (2) 提出期限 平成28年11月2日（水）午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3に同じ。
- (4) 見積りの無効
- ア 参加資格のない者が行った見積り
 - イ 代表者の記名押印を欠く見積り
 - ウ 金額を訂正した見積り
 - エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
 - オ 明らかに連合によると認められる見積り
 - カ 同一者の見積りで金額の異なる2通以上の見積り
 - キ 前各号に掲げるほか、当庁の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき
- (5) その他
- ア 見積書様式は任意とするが、宛先は「那覇地方検察庁」、件名は「那覇第一地方合同庁舎消防設備修繕工事」とし、金額については、消費税及び地方消費税を含めた税込金額を記載する。
 - イ 一度提出した見積書の再提出、変更又は取消しは認めない。

7 見積合わせの日時

平成28年11月4日（金）午前10時に、非公開で行う。

8 契約の相手方の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書を提出した者が二人以上ある時は、くじにより契約の相手方を決定する。くじ引きの日程等の詳細は、該当者に対して電話等で速やかに通知する。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当庁ホームページにおいて契約者及び契約金額を公表する。

9 契約保証金の納付

免除

10 その他

- (1) 契約書作成の要否について、支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時による。

- (3) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない場合等不誠実な行為をした場合においては、損害賠償の請求を行うことがある。